

笠岡市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月26日

笠岡市議会議長 妹尾 博之

1 日 時

令和5年8月7日（月） 午前9時30分

2 場 所

笠岡市議会議会棟2階議場（笠岡市中央町1番地1）

3 意見を述べる事項

「議案第53号 笠岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」に関する事項

4 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数

3人以内

5 意見を述べる時間の長さ

1人につき持ち時間は10分以内